

## 尾張旭市立小中学校保護者連絡システム仕様書

### 1 システム名

尾張旭市立小中学校保護者連絡システム（以下「本システム」という。）

### 2 システム導入目的

本業務は、本市教員の多忙化解消を目指し、教育委員会を通じた学校での配布物削減に向け、電子データ（PDFファイル）による配布物の教育委員会から直接保護者等への一斉配信を実現し、また、緊急連絡情報配信の既読確認、保護者等からの欠席連絡、保護者等へのアンケート等の機能を兼ね備えた、双方向型の「保護者連絡システム」を構築する。また、当該システムを高いセキュリティレベルでの管理・運用・保守し、配信サービス等を実施する業務を行うものである。

### 3 導入に係る業務概要

本業務の内容は次のとおりとする。詳細は「8 業務内容」に示す。

- (1) 提案事業者が企画し提案する体制と定例会等により、本業務を推進すること。
- (2) 本市の要望をヒアリングして、設定に関する資料を提示すること。
- (3) 納期限までに効率よく、整備すること。
- (4) 基本設計に基づき、本システムの設定等の作業を行うこと。
- (5) 本市運用ルールの策定を支援すること。
- (6) 利用者毎の視点で研修や利用しやすいマニュアル等を作成すること。
- (7) 利用方法や障害の受付、判断、保守・保証が可能な手順と体制を企画し提案すること。
- (8) 導入に当たって学校側の業務が少なくなるような提案とすること。

### 4 履行期間について

#### (1) 準備期間

契約締結日（令和3年6月頃）の翌日から令和3年8月31日まで

※本仕様書中「8業務内容(1)システム仕様」に記載されている事項を令和3年8月31日までに実装すること。

#### (2) 運用期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

### 5 見積限度額

設定費及びシステム使用料（独自提案を含む）

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

提案事業者が提案した見積金額を基に両者協議の上、本市と契約する。

※ 下記の(1)から(8)までの費用を含む。

- (1) 打合せ
- (2) 設計
- (3) 環境設定

- (4) 学校・組織・グループ設定
- (5) 名簿データ（E x c e l 又は C S V）受入れ
- (6) 報告書・マニュアル整備
- (7) ヘルプデスク
- (8) システム使用料（令和3年9月分から令和4年3月分まで）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

業務の実施状況により上記履行期間経過後、引き続き同じ事業者と契約を締結する可能性がある。ただし、本事業の効果等を検証の上、契約内容の見直しや再検討を行う場合がある。

## 6 費用の支払い

設定費及びシステム使用料

令和3年9月分（翌月支払い）からとし、総額を7か月で均等に分割した額を毎月支払う。請求については当該月分の請求書を翌月10日までに教育委員会へ送付する。

## 7 尾張旭市の状況について

### (1) 施設所在地

名称	住所	電話番号
旭小学校	尾張旭市西の野町五丁目1番地	0561-53-2035
東栄小学校	尾張旭市東栄町三丁目5番地1	0561-53-2926
渋川小学校	尾張旭市渋川町一丁目5番地8	0561-53-2044
本地原小学校	尾張旭市南新町中畑252番地	0561-53-2702
城山小学校	尾張旭市城山町城山13番地1	0561-53-5020
白鳳小学校	尾張旭市白鳳町一丁目12番地	0561-53-5700
瑞鳳小学校	尾張旭市大塚町二丁目10番地1	052-773-2391
旭丘小学校	尾張旭市大久手町上切戸117番地1	0561-54-3066
三郷小学校	尾張旭市瀬戸川町一丁目122番地	0561-54-8777
旭中学校	尾張旭市向町二丁目4番地2	0561-53-2910
東中学校	尾張旭市下井町前の上1602番地	0561-54-6511
西中学校	尾張旭市渋川町三丁目2番地9	0561-54-1191
教育委員会	尾張旭市東大道町原田2600番地1	0561-76-8176

### (2) 学校情報（令和2年5月1日時点）

学校名	児童生徒数（人）	教職員数（人）
旭小学校	435	28
東栄小学校	526	34
渋川小学校	365	25
本地原小学校	600	38
城山小学校	678	36
白鳳小学校	667	36

瑞鳳小学校	413	29
旭丘小学校	598	32
三郷小学校	521	31
旭中学校	904	56
東中学校	753	48
西中学校	733	50
合計	7,193	443

(3) 尾張旭市校務系パソコンの仕様

1	既存クライアント の最低スペック	CPU : 2.3GHz      メモリ : 4.0GB      HDD : 320.0GB
2	OS	Windows 10

8 業務内容

(1) システム仕様

スマートフォン・アプリ及びWEBサイト（受信者ページ）により教育委員会及び学校が添付ファイル付きの連絡を保護者に行うこと、学校がアンケート機能を使って保護者にアンケートを行うこと及び保護者が欠席遅刻等の連絡を学校に行うことができ、その情報を学校が容易に閲覧できるシステムの提供と運用保守を行う。

ア 全般について

- (ア) 本システムは既存のパッケージシステムを導入することとする。
- (イ) インターネット経由でサービスを提供するASP・SaaS利用型のシステムであること。また、本システムに必要なサーバ等はクラウドサービスを利用すること。
- (ウ) システム登録に際して収集する情報については、学校名、学年、組、氏名等必要最小限にすること。
- (エ) 保護者のほか、学校ボランティア、教職員及び教育委員会事務局職員（以下「ユーザ」という。）を登録できること。
- (オ) ユーザからの欠席遅刻等の連絡を受け、管理者（学校）が確認処理後、なりすまし防止の観点から同一IDに通知を行う機能があること。
- (カ) 想定登録件数2万件を踏まえ、ピーク時においても正常に処理可能なサーバを有していること。
- (キ) 原則24時間365日の運転に耐えうる安定性を確保していること。ただし、システムのメンテナンスを行うときは、必要に応じ停止可能とする。その場合は、ユーザへの影響を少なくするため、なるべく短時間で終了すること。
- (ク) 利用目的の済んだ個人情報データは速やかに削除し、削除が完了したことを書面により報告すること。
- (ケ) メッセージの誤送信や不適切な利用の防止などの対策を講じていること。

イ ユーザ側

- (ア) スマートフォン・アプリ（iOS、Android対応）及びアプリを利用できないユーザのために、WEBサイト（受信者ページ）からPDF閲覧、欠席遅刻等の連絡及

びアンケート回答が可能であること。

(イ) 欠席遅刻等の再登録が可能であること。

#### ウ 管理者（学校）側

(ア) ユーザ情報を検索可能であること。

(イ) 学校配下の全組織・全グループ及び組織毎・グループ毎のユーザに対し、メッセージ及びPDFデータなどの添付ファイルを一齐送信できること。

(ウ) 学校配下のユーザに対し、アンケート（択一選択、複数選択、及び自由記述質問）を実施し、回答を自動集計できること。また回答結果をExcel又はCSV出力できること。

(エ) 欠席遅刻等の連絡受付可能な時間帯を設定できること。

(オ) 緊急連絡情報配信の既読確認が可能であること。また未読者に対し再送信できること。

(カ) 年度更新時に進級処理ができること。

#### エ 管理者（教育委員会）側

(ア) 学校・組織・グループに登録されているユーザを検索可能であること。

(イ) 全学校・全組織のユーザに対し、メッセージ及びPDFデータなどの添付ファイルを一齐送信できること。

## (2) 非機能要件

※ クラウドサービス事業者（IaaS/PaaS事業者）が第三者による認証（下記例参照）を受けている場合は除く。

### <認証制度の例>

a ISO/IEC 27017による認証取得

b 米国FedRAMP

c AICPA SOC 2（日本公認会計士協会IT7号）

d AICPA SOC 3（SysTrust/WebTrust）  
（日本公認会計士協会IT2号）

e JASACloudセキュリティ推進協議会CSゴールドマーク

f ISO/IEC 27018による認証取得（クラウドサービスにおける個人情報の取扱い）

#### ア データセンター全般

(ア) データセンターにてサーバを管理していること。

(イ) IDC（インターネット・データ・センター）専用建物であること。

(ウ) 免震構造又は耐震構造の建物であること。

(エ) 無停電電源装置を設置していること。

(オ) 発電機は、24時間以上稼働可能な非常用発電機を有すること。

- (カ) 空調機の無停止稼働が可能であること。
- (キ) フロアセキュリティ（認証）は、指紋認証装置等を用いた生体認証方式等を用いていること。
- (ク) フロアセキュリティ（監視）は、監視カメラ及びモニタリング装置を設置していること。
- (ケ) ラック毎に専用の鍵により施錠されていること。
- (コ) 火災予兆検知システムを設置していること。
- (サ) 不活性化ガス等による自動消火設備を設置していること。
- (シ) 当該機器のデータセンター内の全ての機器が複数台により冗長化構成になっていること。
- (ス) 当該機器のバックアップシステムを導入し、定期的に自動バックアップを行うこと。

#### イ セキュリティ全般

- (ア) すべての情報システムは、ウイルス対策ソフトウェアを導入するなど、コンピュータウイルス等悪意のあるプログラムが侵入できないよう対策を講ずること。
- (イ) ウイルス対策ソフトウェアの最新のパッチが提供された場合は、速やかに対象機器に導入を行うこと。
- (ウ) サーバの物理的な盗難防止対策を行うこと。
- (エ) ネットワーク通信の暗号化を行うこと。
- (オ) 管理者画面について、システム管理者にID・パスワードを発行し、ログイン認証を行うこと。
- (カ) データを適正に管理するとともに、バックアップ（データ消失リスク回避対策）を行うこと。
- (キ) 不適正利用の抑止等のため、管理用画面へのアクセス履歴を取得し管理すること。

#### (3) サービス及び保守要件

- ア 本システムの運用・保守に関する管理者（教育委員会）からの問合せに対応するとともに、管理者（学校）からの問合せを受ける、専用のヘルプデスクを有していること。
- イ ヘルプデスクでは電話（原則平日9時から午後5時まで受付）又は電子メール（24時間受付）等によるサポートを行うこと。
- ウ 障害が発生した場合、管理者（教育委員会及び学校）へメールなどで通知する手段が用意されていること。
- エ 障害には速やかに対応し、復旧できる体制があること。
- オ システム運用時に事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を管理者（教育委員会）に報告し、応急措置を加えた後、書面により管理者（教育委員会）に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。
- カ 受注者が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は個人情報の取扱いに係るプライバシーマーク等の認定を取得していること。

#### (4) 留意事項

ア システム運用の際の各要件について、「尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程」や「尾張旭市個人情報保護条例」など、本市が定める規定を遵守し、それらに基づく必要なセキュリティ対策・個人情報保護対策が講じられていること。

イ 本市の情報資産の管理に日本の法令が適用されること及びクラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。

## 9 その他

- (1) 本システムのサービス開始は令和3年9月1日とする。
- (2) サービスの利用に必要な設備（パソコン、インターネット回線等）は発注者が用意する。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。また業務実施に関して必要な事項は、発注者と協議の上、決定すること。

## 10 本業務における成果物

受注者が本市に提出する成果物の基本成果物は、下記の通りとする。

成果物	内容
設計・構築業務納品物	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施計画書</li><li>・実施体制図</li><li>・実施スケジュール管理表</li><li>・各種設定書</li><li>・打合せ議事録等</li><li>・各種操作手順書</li><li>・その他本市と受託事業者が協議し合意したもの</li></ul>
運用・保守業務納品物	<ul style="list-style-type: none"><li>・運用サポート計画書</li><li>・運用サポートマニュアル</li></ul>
その他納品物	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務着手届</li><li>・業務完了届</li><li>・その他本市の指定する書類等</li></ul>